第7回議会基本条例制定検討会議

- 1 日 時 平成29年12月26日(火)午後3時30分開会午後4時27分閉会
- 2 場 所議事堂大会議室
- 3 出席者委員長渡辺守人

委員 鹿熊正一、宮本光明、武田慎一、藤井裕久 菅沢裕明、澤谷 清、火爪弘子、吉田 勉 杉本 正、笠井和広

- 4 協議事項
- (1)議会基本条例試案について
- (2) その他
- 5 協議の経過概要

渡辺委員長 御苦労さまでございます。

それでは、ただいまから議会基本条例制定検討会議を開会いたします。

皆様方には大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まこと にありがとうございます。

なお、本日の会議には、上田委員、海老委員から欠席する旨の連絡がありましたので、お知らせをいたします。

それでは、これより本日の議題である議会基本条例試案(その2)の協議に入ります。

前回、各委員の皆様方からいただきました御意見や、その後、国会の法制・議事部門や総務省自治行政局、全国都道府県議会議長会との協議を踏まえ、私のほうで試案(その2)として取りまとめましたので、事務局からまず説明をお願いいたします。

事務局(岡本参事・議事課長) それでは、着座にて御説明をさせて いただきます。

お手元の議会基本条例(試案その2)をお開きください。

1ページ目でございます。

まず、今回、11月30日の第6回の試案でいただきました各委員からの御意見、そして国等関係機関の助言をいただきながら、渡辺座長のほうで取りまとめたものがこの試案(その2)でございます。

本日、このお配りしている資料、アンダーラインを引いているところがございます。試案(その2)のアンダーラインが引いてあるところが、前回の11月30日に提示いたしました試案からの修正の箇所でございます。

この後、各委員等または関係機関の御意見も紹介しながら御説明 を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず1ページ目の目次のところでございます。

アンダーラインのところにつきましては、法令上の整理でござい ます。

その後、前文のところでございます。

前文のアンダーラインのところ、「県民が豊かさを実感でき、安全で安心した生活が営める富山県を築くため、本県の有する豊かな可能性や魅力を存分に引き出すことに全力で取り組んできた」。

7 行目のところでございます。「県民にわかりやすい議会運営に最 大限、努めてきた」というところでございます。

この箇所につきましては、全国議長会からのアドバイスもございまして、富山県議会のよき伝統、特色を具体化して加筆修正したものでございます。

次に、「更なる自己改革と活性化に努めており」「議会中継など」「「分割質問及び分割答弁方式」の導入による」というところでございますが、現在取り組んでいる具体的なものを例示として加筆したものでございます。

「さらには」の以降でございますが、「真摯に県民の声を聴き、」 「県民により一層信頼され、期待される議会となるよう、」、それから「国等又は県等」というところのアンダーラインでございますが、 将来に向けた取り組み、これに対する決意というところで加筆修正 をさせていただいております。

最後のところでございますが、「富山県議会」「日本国憲法及び」というところにアンダーラインを引いてございますが、憲法、地方自治法のもとにこの条例というのが制定されていくというところでございます。

次に2ページでございます。

第1条のアンダーラインでございますが、これにつきましては法 令上の文言の整理でございます。

第2条でございます。「議会は、二元代表制の下、県の最終意思を決定する議事機関として、公平かつ公正な議論を尽くし、その機能を十分に発揮するとともに、及び県民の多様な意思を富山県政(以下「県政」という。)に反映させることにより、地方分権社会にふさわしい地方自治の本来の力を高めることを目指すものとする」という規定でございますが、これにつきましては、前回、少数の会派の発言の機会の確保とかいろんな御意見が出たところでございます。

県の最終意思という「最終」という、県の意思決定機関としての議事機関を明確に強調し、公平かつ公正な議論を尽くすというとこる、この「尽くし、」というところ。そして、「その機能を十分に発揮するとともに、」というところで強調させていただき、最後に、将来を見据えた「地方分権社会にふさわしい」という、先ほどの前文の中に出てくる表現で基本理念としてございます。

第3条でございます。これは法令上の文言の整理でございます。

第4条でございます。第1項で、「議会は、公平かつ公正で県民にわかりやすい運営を行わなければならない」というふうに規定しております。

これも前回の中で、議会の人事のあり方とか、そういったことに対する御意見が出たところでございますが、前回は「公平かつ公正を原則とした」というふうな表現でございましたが、ここで既に「議会の運営原則」ということで章立てがなっておりますので、「公平かつ公正で」ということで明確に強調しております。

めくっていただきまして、3ページでございます。

第 6 条、緊急事態等への対応というところでございます。非常に 重要な規定だということで、具体的な対応を検討していかなければ いけないというふうな御意見がございました。

ここにつきましては、最後のほうでございますが、言い方を「必要な対応を行う」ということで切っております。当然、緊急事態の対応というのは行わなければならないということで、「行う」という整理をして、今後、具体的な対応は検討していくということになるかと思います。

それから、 7 条につきましては、文言の法令上の整理を行わせて いただいております。

それから、第9条、会派でございます。これにつきましても、第 2項の「会派は、県政の課題に関し、調査及び研修活動の実施並び に会派に所属する議員の調査及び研究活動の支援に努める」という ことで、ここにつきましても法令上の文言の整理をさせていただい ておるとともに、第3項におきまして、会派の機能としての、国等 又は知事等への提言機能ということを明確に整理させていただいて おります。

第11条でございます。第4章の議会の機能強化というところの最初の条文でございます。「議会は、県の意思を決定する機能、知事等の事務の執行について監視し、及び評価する機能並びに政策を立案する機能の強化に努める」ということで、ここにつきましては、この機能強化という最初の条文でございますので、文言の整理、機能強化の表現の言い回しを整理させていただいております。

13条でございます。検討組織の設置、ここについては条文は修正等がございませんが、必要なテーマに応じて具体的かつ機能的に議会としての検討組織を設置できるような、そんなイメージかというふうな御意見もございまして、いろんな学識経験者を入れたいろんな県政のテーマについての検討組織を設置して、協議とか研究なんかも行っていけるという条文だということで御説明をさせていただきます。

それから、第14条の議会改革推進会議でございます。これも修正 はございませんけれども、全会派の皆様方から、公開して、ふだん の議会改革をスタートして、改革の各論の具体的な検討の場とした いということで皆様方からお示しをされているところでございます。

それから、第15条でございますが、文言の整理といたしまして、「大学その他の機関」ということで整理をさせていただいております。

第5章の知事等との関係でございますが、第16条でございます。 これは文言の整理ということで、「及び」というところでアンダーラ インを引かせていただいております。

次に、知事等による説明、第17条でございます。県政の調査権の明確化を具体的に規定すべきだという御意見がございました。第2項におきまして、「議会は、知事等に対して、必要に応じて議案等について調査することができ、説明を求めることができる」ということで、全国的にも調査権というのは議会として自治法上認められておりますので、その旨、条例としての理念としての規定という形で修正をさせていただいております。

それから、第19条でございます。会議等の公開でございます。各会派の委員の皆様方から、公開の原則の徹底あるいはハンディキャップを持った誰もが傍聴しやすくするような環境が大事だと。それから、ケーブルテレビ、インターネット中継、会議録の公開などの内容を県民に広く知らせる取り組みの促進などを十分担保してほし

いという御意見がございました。

これにつきましても、19条のほうで、まず「議会は、本会議、委員会等を原則として公開し、県民誰もが傍聴しやすく、会議資料を閲覧しやすい 会議資料は閲覧でございますので、表現を閲覧しやすい 環境の整備に努め、県民に議論の過程をあきらかにするように努める」。前回は「わかりやすい」という言い方をしておりましたが、「過程をあきらかにする」ということで、より公開という部分についての表現を、国等関係機関のアドバイスをいただきながら整理をさせていただいております。

5ページでございます。広報及び広聴の充実でございます。

第20条でございますが、これにつきましても、具体的に各会派の委員の方々から、具体的には議会だよりの広報誌とか常任委員会のインターネット公開など検討していきたいという御意見がございました。今後、この条例ができましたら議会改革推進会議も設置されることになりますので、そういったところで検討していくことになるというふうに考えております。

この20条の中で、「議会は、多様な広報及び広聴媒体の活用により、議会活動が県民に周知されるよう積極的な広報に努めるとともに、県民の意思の把握に努める」という「意思の把握」という表現を整理させていただいております。これは、広報のほかに広聴ということで、県民の意見を聞くというところで、「意思の把握」という表現を整理させていただいております。

以上でございます。

渡辺委員長 ありがとうございました。

それでは、今ほど事務局のほうから説明をしていただきましたが、 条例試案(その 2)について、本日は各会派のお考えをお聞きした いと思います。

それでは、全体を通してどのような意見があるのか、まず最初に 自民党さんからお聞かせ願いたいと思います。 鹿熊委員 ただいま説明がありました、加筆修正されたことによって、より議会基本条例としての精度が上がってきたなというふうに思います。加筆修正部分はこれで結構だというふうに思います。

それと、前回、少数会派への配慮等々の意見が他の会派からありましたが、私はこの第4条の1項、「公平かつ公正」というところで全てが収れんされているというふうに考えますので、この試案(その2)の内容で結構だというふうに思います。

渡辺委員長 ありがとうございました。

それでは次に、社民党・無所属議員会さん。

管沢委員 今までの検討を通じて積極的に発言してきたつもりでおります。そういう過程で、私たち会派の意見も反映していただいている面もあろうかというふうに、きょうも幾つか確認ができるようにも思います。しかし、もう少し鮮明に、具体的に説明をいただきたい点が幾つかあります。

私どもは、議会の役割というのは、1つは、県政の現状や課題について審議を尽くすという、この審議を尽くすという中身は、時間をかけて中身をしっかり解明し、県民の期待とか利益のために問題点を鮮明にして県政の課題を明らかにしていくということなのでありますが、この審議を尽くすということの関連で、1つは議会は開かれた運営、こういうことが基本になるのではないかということ、そして2つ目には、民主的な議会運営ということを意見してきたつもりです。

開かれた議会という意味では、これがどの条項で、この精神というか、具体的な運営に至ってしっかり担保される規定がどのように書かれているのか、もう一回確認をしたいということが1つ。

2つ目には、民主的な運営ということで言いますと、各条項の取りまとめの中で、民主的なという言葉はなかったように思いますが、言葉も大事でありますけど、言葉ではなくて、その中で1つは、議会の審議の過程で、少数意見というか、そういうものがどういうふ

うに、これもまた県民の現状や認識や県政の期待のあらわれでありますから、しっかりと尊重される、こういうことが 1 つあると思います。

そういう意味では、少数意見の尊重、担保ということがどの条項に具体的に反映されているのかということについて、なかなか読み取れない。公平かつ公正で県民にわかりやすいということの中に含まれるなら、これは具体的にどういうことなのかをもう一回御説明願いたいということです。

2つ目は、私どもは、審議を尽くすという意味では、少数会派の立場からの議会運営への参画、このことを保障するという意味で、議会の役職の選任に当たって、1党1派による独占ではなくて、人事の面でも十分配慮が必要ではないのかということを主張してまいりましたが、これも公平かつ公正で県民にわかりやすいという部分の中に含まれるとすれば、もう少し具体的にそのことを理解、具体的に理解しているということですので、もう一回説明を願いたいということです。

最後に、この二元代表制の原則のもとで、私たちは議会の役割というのは、県政の現状をしっかり、その執行状況を監視して問題点をただす。場合によっては追及になるかもしれません。その中から県政の課題に向けて、政策論議というか政策提言がしっかりできるような機能、能力を持つということが大事ではないかと思っております。

そのこととの関連で、二元代表制のそういう議会の役割ということがどの条項で具体的に規定されてきているのか。これは11条ではないかなと思うのでありますけれども、そのように理解していいのか、そのへんをもう少し明確に説明いただきたいと思います。

そのこととの関連で、私どもは強くこの条例に反映すべきだと主張してまいりました、議員の調査活動、調査権というふうにも表現をして申し上げておりましたけれども、そのことが具体的にどの条

項に盛り込まれているのか。多分第3章の7条第3項あたりではないかなというような感じで受け取ったり、さらには、17条の知事等による説明の2項ですね、この中に「必要に応じて議案等について調査することができ、説明を求める」という、このことにそのことが反映されているのかなと思ったりして読んでおりましたけども、そのことをもう少し鮮明に理解できるように御説明を願いたいと思っております。

最後に、改めてこの14条の議会改革推進会議、これは別に修正とかの意見はなかったわけで、私どもはその中で高く評価をしております。そして、このことの条項づけの積極的な意味での位置づけの中、しっかりと今後、議会改革に関する条例を基本にしながら、さらなる改革に向けて、行動計画を規定されておるわけであります。改めてこれを読み返してみて、大変いい条項を盛り込まれたなと考えております。

以上です。

そういう意味では、説明を少し、もう少し説明いただきたいと思います。

火爪委員 先に意見を回してから、まとめて説明してもらえますか。 渡辺委員長 じゃ、火爪さん。

火爪委員 今回、修正、補強いただいて、委員長には御苦労さまだったと思います。前回の意見をどうやって盛り込むかということで、 苦労の跡がとてもよく見えまして感謝をしております。

きょうの御説明の中で、前回私が改めて明確にとお願いをしていた14条の議会改革検討会議については、書いていないけれども、当然議論を公開するという御説明があったことはよかったと思っております。

今回の検討会議は公開か非公開かということで随分もめた轍を、 この条例に基づく検討会議で繰り返さないという保証ができたこと は大変よかったのではないかなと思っております。それが1つです。 それから、前回私が申し上げました意見、発言の処理の仕方に関連して幾つかお話をしたいと思います。

まず今回追加された文章ですね、冒頭からまず思いましたのは、前文の2行目に「県民が豊かさを実感でき」という文章が書き加えられております。この「豊かさを実感でき」というのは、ちょっと私は違和感がございます。本当は豊かなのに実感できていないんじゃないかというようなニュアンスを感じるからであります。「県民生活がより豊かになり」とか「県民生活が安定し」とか、そういう表現のほうが、毎日の生活に苦労している県民にも受け入れやすいのではないかなと思っております。それが1つです。

それから2つ目には、自民党からもお話をいただきました少数会派への配慮ないしは少数会派の意見の尊重に関する問題であります。 自民党でも検討いただいたし、この中にも表現の努力がされてい

ることはありがたいと思っております。

ただ、直接その文章を、前文か2条か4条かに何らかの形で、1カ所でいいから表現してもいいのではないかと私のほうで申し上げました。例えば前文の富山県の議会の伝統とか特筆の中に、少数会派の意見にも十分配慮、尊重し、また、県民にわかりやすい議会運営に最大限努めてきたというふうに、富山県議会のよき伝統として入れるとか、第4条に入れるとか、やはりどこかに入れていただきたいという思いはまだ私は持っております。

というのは、全国を視察に行きますと、富山県ほど自民党、最大会派がたくさん議席を持っている議会はないわけでありますけれど、しかし、少数会派の発言の機会の尊重という点では随分心がけてきた議会だと私は喜んでおります。

ただ、その意味というのは、自分の会派に配慮してほしいという 意味ではありません。県民の中に多様な意見があって、たまたま選 挙制度なども含めて、議会内の構成はこうなっているけれども、県 民の中には違う意見があるんだ、多様な意見があるんだということ を最大限発言機会として保障することによって議会に反映することが、県政にとって、県民にとって大切なことなんだというところまで、しっかり県議会のモットーにしておく必要があるのではないかなと思っています。

今の段階では、先輩議員もまだおいでになりますので、そういう努力というのはしていただいていますし、要綱の中にも書いてあるわけでありますけれど、これからどんどん未来にわたって若い議員さんたちが入ってくるわけであります。富山県議会が少数会派の尊重とか少数意見の尊重というふうに心がけてきているのは、こんな意味があるんだということを語れる条例にできたらいいなと思っています。

そういう面でも、富山県議会の条例が全国に誇る、こういう表現は他県に一つもないというふうになったらすばらしいのではないかなというふうに思っておりますので、引き続き御検討いただきたいと思っています。これが2つ目ですね。

もう1つですが、前回、社民党のほうから、政務活動費の不正に ついてどこかで記述する必要があるのではないかという御意見があ りました。

直接は政治倫理ということで、第8条で、議論の中では、政治倫理というのは、政務活動費の不正というふうな、括弧つきで、言葉をかりれば次元の低い問題ではなくて、もっと高尚な問題なんだと、その中に含まれるんだという御説明をしていただく方もおられました。

ただ、私とすれば、今度の条例をつくる最大のきっかけになった、 富山県議会にとって前代未聞の事件であった政務活動費の不正について、私たちが忘れないということが大事なのではないかなと思っています。それを思い起こす記述がどこかにあってほしいと思っています。

ですので、例えば政治倫理の条項の中に、「有することを深く自覚

し、不正を排し厳しい倫理意識に徹することにより」など、そうい う形で入れ込むということができないのかと思っております。

それから、菅沢さんのほうからもお話がありました。19条の会議等の公開であります。ここも実際には意見が分かれているところだと思います。私たちは、各会派代表者会議も含めて原則公開とし、必要に応じて非公開判断ができることとするということで、原則公開です。この文章でいきますと、本会議、委員会は当然公開なのはわかっているんですが、「等」の中に各会派代表者会議も含まれるのか含まれないのかということが1つの論点になると思います。

私は、これを議論していたら平行線だというのはわかっておりますので、条例は「等」にしておきまして、議会改革検討会議の今後の検討の中で、この「等」にどこまでが含まれるのかということを先送り議論をしておくということで「等」にしたんだということをぜひ確認しておきたいと思っております。

それから、戻りまして、9条の会派についてです。これも、条文はこのままでいいと、結構ですというふうに申し上げたいと思います。

ただ、これも、国政で政党を名乗っている会派か、それとも県民クラブのように、地方政党なり地方集団なり違う会派も同等にいるんな会議に参加できるようにということで私は提案してまいりましたので、これについても今後、議会改革検討会議の中で検討するんだと、判断するんだということについて確認をさせていただければありがたいかなと思っております。

それから、前回申し上げていた意見では、19条の後段であります。「県民誰もが傍聴しやすく」という箇所で、私は特別にハンディを持っている人も含めてという表現だったわけでありますけれども、障害のある方、人を含めてというのをぜひ加えてほしいと申し上げました。

障害者差別禁止にかかわる条例をつくった富山県、そして今回、

手話言語条例も2月議会でつくろうということですし、富山マラソンにも車椅子レースを設置し、そういう努力をこの1年半近く特別にやってきた県議会として、誇りを持ってそういう記述があったらいいなと思っております。

最後です。21条、請願の説明ということで、この条項が盛り込まれたことを歓迎するという意見は先日申し上げました。

そこで、意見を聞くというところに、「提案者の意見を聞く」ということではなくて「県民の意見を聞く機会を設ける」という表現になっておりました。

それで、「県民の意見を聞く」というふうに書いたほうがよりいろんな聞く機会を設けるという意味で、こう表現をしていただいたと思っています。

ただ、私は、「請願提出者を含め、県民の意見をよく聞く機会を設ける」という表現にしていただくことを希望したいと思います。

請願を県議会に提出していただいたその趣旨を聞く機会というのは、それはそれとして大事ですので、広く解釈をしたという見方もできますし、ぼわーっと曖昧にしたという見方もできますので、きちんと書いていただければいいかなと思います。

いろいろ申し上げました。よろしくお願いします。

渡辺委員長 それでは、公明党さん。

吉田委員 私は、これ、今読ませていただきまして、前回でも言いましたけども、特に14条ですね。やはりこれ、この議会改革というのは継続的に取り組むという意味で、議会基本条例をつくったからそれで終わりというわけでもないと。

したがって、これからもまた、いろんな申し合わせだとか、そういうのも含めて、いろんな形で改革の方向に持っていくという状況がうたわれているということに関しては非常に評価したいというふうに思っております。

それから、19条の公開というところも、私はやっぱり非公開の部

分もあってもいいんじゃないかという形で以前言っていた面もあったんですが、ここにきちっと会議等の公開ということも網羅されたということに関しては、非常に画期的なことじゃないかなというふうに私自身思っております。

先ほどもちょっとありました少数会派の意見、私も少数会派になるわけでありますが、この第2条のところとか、あるいは第4条のところにも「公平かつ公正」というのが3カ所盛り込まれておるわけでありますが、これ、どうでしょうかね。この規定というのは、多数会派だろうと少数会派だろうと、県民に公平かつ公正に行うという、この責任を明記したものというふうに僕はちょっと感じるんですね。

そういう面で、少数会派の意見尊重とか少数会派への配慮というのは、あえて条例というところに書き込むところまでは要らないんじゃないかなと。これは話し合いと運用でいろいろ今後進めていけばいいんじゃないかなというふうに私は思っております。

したがって、あまりにも全て書き込むということにおいては、ちょっと硬直化したような状況になるんじゃないかな、弾力的な運営が必要じゃないかなと。基本的なことをきちっと定めていくということでいいんじゃないかなというのが私の意見です。

以上です。

渡辺委員長 次に、会派至誠さん。

杉本委員 委員長さん、そして事務局の方の、委員の皆さんの前回の 意見を細部にわたってチェックされて、それを訂正されていること に対して敬意を表したいと思います。

私は前回の会合で、12条、3ページ目の専門的知見の活用、これはちょっと言葉が難し過ぎるのではないかということを言ったと思うんですが、説明を後で聞きますと、これは国の法制局と相談されて、全国的にもこういう表現がなされているという説明をいただき、そしてまた、その下のほうで、12条で「議会は、議案の審査又は県

の事務に関する調査を効果的に行うため必要があると認めるときは、 学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を実施するよう 努める」と、こう説明してありますので、表現はちょっと難しいん ですが、法制局と相談されて全国的にもそういうことだということ なものですから、これでいいのではないかと思います。

あとは特にありません。

渡辺委員長 それでは次に、県民クラブさん。

笠井委員 まずもって、これをまとめていただいて大変感謝したいと 思います。

過度に議員の立場や会派の活動を縛るものではなくて、そういう 改革については、先ほど公明党さんが言われたように、議会改革推 進会議を継続して設置して、それを県民に公表していくということ でありますから、それはそこで取り組むべきことが多いと思います。

それゆえに、それとともに、きっちりと書き込まれたことが非常にありがたいと思います。緊急事態への対応、これについてもそうでありますし、一番大きいのが、「議会は、知事等に対して、必要に応じて議案等について調査することができ、説明を求めることができる」という、これは第17条でございますが、こういうことをしっかりと明記しておくことにおいて、我々少数会派においてもその議員活動、調査活動に大変有益になるのではないかなという思いをしました。

先ほど火爪委員からも少数会派のことについて、県民クラブが地域政党であるということも考慮してということでありますけれども、そういうことも議会改革推進会議に諮って、より一層前に進めるように、この会議がやっぱり一番の、最重要の条例の一番ありがたいところだと思っております。

ただ1つだけ言うなれば、富山らしさということを冒頭に申し上げておったお読みに当たって、あまり富山らしさというものが出て こないのかなという思いがあるのと、せんだっての会議でも申し上 げました議員定数のあり方とか選挙区割のこと、人口減少もこれから先、追随して大きなテーマになってくるのかなということが取り上げられていないので少し残念に思います。

以上であります。

渡辺委員長 ありがとうございました。

それでは、菅沢委員のほうからいろいろと再度説明ということで ございまして、私は2条、4条、5条に尽きると思いますけれども、 詳細につきまして事務局のほうから。

事務局(岡本参事・議事課長) 社民会派の菅沢委員からの御発言に 関しまして、補足の説明をさせていただきます。

まず1点目、開かれた議会という部分についてでございます。

開かれた議会というのは、やはり県民に開かれた議会ということで、この第6章の県民との関係ということで、会議等の公開、そして、もちろん第20条の広報及び広聴の充実、そして県民が議会に参加をしてくるという第21条、こういったような規定を包括して、実際に具体的に個々に検討していくことによって、開かれた議会が実現していくのかなという整理であろうというふうに思います。

それから、民主的な運営ということについての具体の運営につきましては、第4条の「議会は、公平かつ公正で県民にわかりやすい 運用を行わなければならない」というところの第1項の条項という ふうに考えております。

それから、少数意見の尊重という部分がございます。これにつきましては、基本理念の第2条で、菅沢先生のほうから「二元代表制の下」ということでの整理ということでございましたので、この条項を「県の最終意思を決定する」という、この「最終意思」というのが県政の意思決定機関を意味しております。

それから、「議事機関」というのは憲法上の用語でございまして、 単なる議決機関ではないと。熟慮して議決をするという意味合いが ございます。そういう意味では、その機関として公平かつ公正な議 論を尽くすというところで、そういった少数の意見の方についても 尊重していくということで、それらの具体的な対応については、会 議規則とか申し合わせとかという形で整理をされていくものである うというふうに考えております。

それから、議会の人事の関係、ございました。これは各会派で皆様方でお決めになられることでございますが、これも議会の運営原則の第4条の第1項に尽きるのではないかなというふうに思っております。

それから、二元代表制のもとでの政策の議論ということでございますが、先生のほうから御示唆ございましたように、第11条の議会の機能強化ということで、二元代表制のもとでの議会の機能強化ということでの整理をさせていただいたのではないかなというふうに思っております。

それから調査権、議会の調査ということにつきましては、第17条におきまして、第2項で「調査することができ、説明を求めることができる」という規定で、この後、具体的なものをどういうふうに手続していくのかということにつきましては、また議会改革推進会議とか、いろんな会議の場で御検討いただくというふうな整理になるかというふうに思っております。

共産党の火爪委員からの問いにつきましては、これは解釈論でございますので、委員の皆様方でお話し合いをしていただければと思っております。

以上です。

渡辺委員長 それでは、共産党の火爪さんからもきょうは御意見をいただきましたけれども、これに対しまして何か御意見等ございますでしょうか。

自民党さん、ございますか。

鹿熊委員 火爪委員からの意見の1つは、議会改革推進会議のテーマの中で、おっしゃった事柄について今のうちにテーマにするという

ことを話し合い、取り入れたらどうかという発言ですね。

渡辺委員長 はい、そうです。

鹿熊委員 それについては、お聞きいたしまして思うのは、この議会 改革推進会議ができましたときに、改めて全般にわたるテーマを協 議する中で、いろんな御意見をお互い出してテーマ決めをすればい いのではないかなと思います。

当然、きょう出された意見も参考になると思うんですが、今のうちにこのやがてできる会議のテーマを申し合わせておくというのは ちょっと無理かなという感じもするんです。

それと、県民参加のところですか、21条の1項ですね。この県民の意見を聞く機会を設けるというところで、「請願者を含む」にしてはどうかという意見もあったと思うんですが、この1項を読みますと、「県民から提出された請願及び陳情を、県民の政策提案と受け止め、必要に応じて、県民の意見を聴く機会」という、この一連の流れからいくと、この「県民の意見」というのは提出をした県民というふうに読めると思いますので、これでいいんじゃないかなと私は思います。

渡辺委員長 わかりました。

菅沢委員 火爪さんの御指摘の中で、前文といいますか、逐一の文章について、「豊かさを実感」というところにおいての御発言がありましたけれども、お話はなるほどなと思います。県民が豊かさを実感できるという、このへんですね。豊かさを実感という、豊かさということが前提になっているような嫌いがしますので、そうじゃなくて、そういうことを目指すということはいいと思いますけれども、この表現をもう少し検討するとか。私もそのように思います。

あと、先ほど岡本参事から御説明いただいて理解できた面もありますが、もう少しストレートな表現があったらよかったんじゃないかなと思う点もあります。

そのへん、しかし、いろんな意味で熟慮ということも必要じゃな

いかと思いますから、できるだけ積極的に理解はしたいと思います。 もう一回会議あるんでしょう。

鹿熊委員 もう1つ、火爪委員から、要するに、多様な県民の声というのがとても大事だよという御意見もあったと思うんですが、それについては、前文にもありますし、県民の多様な意思を県政に反映する、それから2条にも、県民の多様な意思を県政に反映すると。それから16条ですね、知事との関係のところにおいても、県民の多様な利益や意見を代表しというところがあるので、やっぱり県民の多様な意見というのはとても私も重要だと思うんですが、それはしっかりと盛り込まれているというふうに理解いたしております。

渡辺委員長 よろしいでしょうか。

宮本委員 ちょっと1点、議論の場だから。

火爪さんの言われた、今菅沢さんのおっしゃった県民の豊かさをという部分、これは解釈論的なところがあって、僕は前の今まで県議会ができてから郷土愛及び英知を継承しつつ、県民が豊かさをというのは、それはそれぞれの豊かさはあるのかもしれないと思うけども、決して今豊かだからそれを実感するという、そういう意味ではなくて、みんなが富山県にいてよかったなということの豊かさを実感できるようにみんなが頑張ってきたという意味だと思うから、俺はあんまりこだわるような文章じゃないがでないかなと思って読んでいたんですが、ちょっと解釈としてどうなのか。僕の言っていることが違うのか。

火爪委員 それは、どう感じるかはそれぞれ県民、多様な感じ方があるので、宮本さんがそう感じられるならそれでとやかく言う筋合いは全くありません。

ただ、やっぱり県民の暮らしが全体として厳しくなってきて、特に生活が厳しい層だけではなくて、いわゆる中間層という人たちの実質賃金が下がって、前よりも生活が厳しくなったという県民というのは決して少なくない。そういう方がこの文章を読んだときに、

やっぱり抵抗を感じて、あっ、県議会というのはちょっと私たちと違うところにあるんだな、一般庶民の世界とはちょっと違うんだな、 高貴なところなんだなみたいな感覚を持たれることを私はこの文章 を読んでとても危惧したわけであります。

どんな人も素直にそうだと思える文章にするのが適切ではないか なと思っています。

杉本委員 これね、両方、火爪さんの言われるのもわかるが。宮本委員の言われたこともわかるがだちゃ。ただこれはね、基本的に、どっちかというと宮本寄りなんだけど、全力で、県議会は、要するに今までの県議会に対する評価ながだちゃ。今までの県議会は何もやっとらんだというがと、いや、それなりの努力をしてきたと。豊かであるかどうかということについてはいろいろ尺度は違うけども、豊かな県になるように取り組んできたと。努力してきたと。それについては違っていないと思うがだちゃね。

ただ、火爪さんの言うがもわかるよ。富山県、そんな大したことないねかって悲観的に見るか楽観的に見るかということで、僕はやっぱり、今までの県議会に対しての、そんな悪くなかったと思うがだちゃね。だから、言われるまで認識なかったんだけど、どっちかといえば宮本寄りみたい感じは僕はする。どっちかいうたら。

管沢委員 もう少しだけちょっと、豊かさとは何かということなのであって、よく富山県は豊かな県、日本一がこれだけたくさんあるとか平均はこうだとかという論議があるわけです。特に県当局によって。そういう見方は浅いですよ。もっとやっぱり県民の暮らしというものを具体的に見る。その中には貧困や格差も広がっているし、平均以下の人たちもたくさんいるわけであって、その意味では、県民にとって豊かさとは何か、そういうことをちゃんと考えるというのは大事であって、したがって、表現も豊かさを前提にしたような、そういう捉え方はいかがかということだと思います。

もう少し客観的に見た方がいい点、平均以下の人はたくさんいる

んだから。そして、最近、格差や貧困が広がっているのは事実ですから、数字が示しているわけであって、そういう意味では、県政が平均論とか豊かさ論で、そういうことを前提にして、具体的な県民の暮らしを見ない傾向があるので、そのへんは私は非常に火爪さんの御指摘は大事だと思いますよ。

ですから、ここはもう少し表現を検討したほうがいいんじゃないかという、私もそういう意見を再度申し上げます。

- 宮本委員 別に変な討論じゃないんだけど、私も杉本さん寄りなんですけども、要は、豊かさ、書き込むのか書き込まないかということも横に置いておいて、今まで何十年も前の、100年も前の私どもの先輩たちが、富山県は豊かな県になってほしいと思って、それが実感できる県になってもらいたいと思って頑張ってきた富山県だという、そういう大きい解釈だと思っておるものだから、ここに貧困だとか格差だとか、それを解消するために富山県議会は頑張ってきたとか、そういう課題があるけど取り組んできたという文言はあえてなくても、今後そういうものをどう解決するかということでいいと思っているので、杉本さん寄りなんです。
- 火爪委員 実感できるために努力をしてきたわけではなくて、富山県 を豊かにするために努力をしてきたわけで、それをそのまま書けば いいと思うんです。

県民生活をより豊かにするために努力をしてきたとか、富山県をより豊かにするために努力してきたということならちゃんと受けとめられるけれど、要するに、実感できるためにというのがちょっとくさいわけですよ。よろしくお願いします。

杉本委員 あのね、これはね、富山県らしさということを書けということでいろんな人から意見が出とったにかね。よう考えてみたらね、富山県は石川県から分離したんですよ。これは治水問題、要するに安全とか安心した生活を営めるために石川県から分離した歴史があるんですよ。そのことも考えてこれを書かれたんだと。考え過ぎか

もしれんけども、しかし、そういうこともやっぱり配慮すると、僕はむしろこのほうがいいと思う。豊かであるかどうかということはいるんな考え方があるけども、豊かさを目指してきたということは間違いないし、それともう1つは、安全で安心な県をつくるためにというのは、それは間違いないがだちゃ。それはどこの県よりも富山県はやってきたんだから、僕はそういう意味でも……

鹿熊委員 豊かさを前提とした表現ということはある意味理解できる、 理解といいますか、そういう指摘は理解できるところであります。

それと、前文で豊かさと言っているところの文脈と、1条の最後でも言っているんですね。豊かさと幸せを実感できる、そういう富山県の実現に寄与することを目的とするとあります。ここもあるので、検討しましょうよ。大事だと思うんですね。

渡辺委員長 あと、よろしいでしょうか。

それでは、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、本日欠席の海老委員からは、委員長の私に一任するという連絡を受けております。

それでは、本日の委員各位の意見を踏まえ、引き続き、きょう皆 さん方からまた突っ込んだ話が出てまいりました。

私のほうで、また総務省の関係部署、自治行政局、そして全国都 道府県議会議長会の協議も踏まえまして、次回は試案ではなく素案 として取りまとめてみたいと思いますので、この件につきましてご 異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、そのようにいたします。

それでは次に、今後のスケジュールにつきまして事務局のほうから説明をお願いします。

事務局(岡本参事・議事課長) それでは、ただいま御了承いただき ましたので、次回は素案としてお示しをすることになります。 素案という形でございますので、この後、第1回の会議のスケジュールで申し上げましたように、パブリックコメントをとる形になりますので、条例素案として次回御了承いただければ、その後、パブリックコメントを実施した後、その後の条例案につなげていきたいと思います。

以上でございます。

渡辺委員長 ありがとうございました。

それでは、そのようなスケジュールで今後進めさせていただきます。

以上で、本日予定しておりました議題の協議は終わりましたが、 この際ほかに何かございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

渡辺委員長 それでは、これをもって第7回の議会基本条例制定検討 会議を閉会といたします。

御苦労さまでございました。